

日本同族構造の分析

——社會人類學的考察——

中
根
千
枝

一、序 論

二、同族構造の本質

三、同族集團の組織

四、同族の成立、及びその存続の歴史的、經濟的條件

あとがき

一、序 論

昭和一〇年代に及川、喜多野、有賀諸氏によつて同族に関する研究¹⁾が發表されて以來、社會學をはじめ、法制史、經濟史、民族學、民俗學の各分野において、同族及びそれに關連した論文は枚擧にいとまらない程、多く發表されて來た。しかるに、その研究の量の大きさ、その研究者の分野の相違にもかかわらず、本論の立場からみると、これら

従來の殆どの同族研究に非常に共通した面があることが指摘出来る。それは次に述べる様に、大きく二つの點に要約される。

第一には、同族というものを、その構造よりも、むしろ本家・分家からなる家連合の型においてとらえていることである。即ち、同族という一つの典型が設定され——例えば有賀氏の資料の中におさめられた石神村の齋藤同族の如き——、同族の機能もこの典型を前提として論ぜられてきた。そしてその典型に對しては、どちらかといへば觀念的な解釋（例えば、家というもののイデオロギーに立脚した）がさかんなさる、その構造分析においては、既に早く前掲の三氏によつて提出された、家と同族、本家・分家、血縁と非血縁、同族と親族という一連の要素を區別し、それぞれ關係の説明、意味づけという以上の分析を出ていかなかった。

従つて同族に關する研究は、いろいろな地方に存在する、或はかつて存在した同族に關する報告、その盛衰の敘述などの累積をみたが、しかしこれらの殆どが従來の説に對する贊否、解釋の相違の提出にあり、議論はずい分行われしたが、分析方法自体はあまり變るところがなかつた。この様な一連の同族に關する従來の研究の動向、及び重要な論議は、最近中野卓氏によつて極めてよく整備され、紹介されているので、ここでは省略する。中野氏の立場、諸説に對する批判には、筆者も同感する所が少くない。中でも同族問題に關係して「親類」の概念を明確に設定された點など、筆者の社會人類學的分析の結果と一致するところである。

同族に關する解釋論に對して、一方類型論も相當さかんなされて來、この方はむしろ最近の同族に關する研究の一つの流行を代表する課題となつた様な感がある。同族の内部、即ち、本家・分家のあり方とか、同族を家制度の角度から研究する解釋論に對して、同族自体の研究より、むしろ同族に關する、或はそれに對立する一連の諸要素をふ

また、同族を問題にしていこうとする立場である。

村落、或は一定の地域社會における同族の存否、及びその同族結合の度合などを中心課題として、村落、或は地方的な社會（または文化）の型を云々し、全國的な展望をふまえて、同族と同族以外の要素のからみ合いを説明する。例えば、經濟的な考察より分析して、東北型、西南型という用語によつて、村落構造を規定した福武直氏⁽⁴⁾によつて代表される社會學者による研究。一方、同族というものが、日本の家制度と密接な關係にあり、これこそ日本の社會を特色づけるものであるという従來の社會學者のアプローチに反對して、同族を親族組織の一つの型、ある文化複合を代表する重要な一つの要素として扱い、同族型（父系的親族型）、非同族型（双系的親族集團、若者宿などというものを同族に對應する要素とする）というもので日本全體の文化複合の型を追求しようとする岡、蒲生その他の諸氏などの民族學者による研究⁽⁵⁾によつて代表されるものである。

これら二つの異なる流れによつて代表される諸研究は、その前提、立場、考察の枠、同族の解釋などにおける相違はあるにしても、その特色が型の設定にある點で、その出發から方法論的に類型論であることがうかがわれる。これらの研究は同族に關する全國的な視野を擴げるといふ意味において、また同族とそれに関連する特定の問題の提出といふ意味においては、大きな貢獻であるが、この様な方法論の當然な結果として、資料の量的な累積による妥當性、傾向性、そしてその説明という以上に出ることはむづかしく、他方同族自體に關する分析、方法論の發展はむしろ疎外されたと言わなければならぬ。

従來の同族研究に共通している第二の點は、同族の問題が日本という枠の中においてのみ考察されて來たといふことである。即ち、同族の存在及びその構造が當然なものとして扱われて來た。經濟的條件、村落構造との相關關係は

屢々深く考察され、議論されて来たが、ここにおいて、××の經濟條件、××の村落構造と同族（一定の型を設定された）は、この様な必然的な關連において結ばれている、という敘述的な分析にとどまり、それらが何故あらゆる他の理論的な可能性を排して、その様な相關關係をもたなければならなかつたか、という理論的な考察においては弱かつた。このことは、封建的などという一定の日本社會の既成概念と同族というものをア・プリオリに觀念的に結びつけてしまつており、そこからあらゆる考察が進められていたことによると思われる。

この姿勢は、同時に、同族の構造、組織が他の社會にみられる同じ様な役割をもつ社會集團のそれと、どの様に相違するものであるかという、理論的な位置付をするということには無關心であつた。ある程度の關心はあつたとしても、その比較、分析においては非常に弱く、これは例えば、しばしば同族を父系血縁集團であるなどと、誤つた用語が使用されたことにもあらわれている。

この様な同族研究における弱點は、その研究に使われる重要な用語（例えば、「同族」・「親族」・「血族」・「家族」「家」など）が科學的な明確性を缺いていたことにも通じている。例えば、「同族」という用語は、どちらかと云えば觀念的に設定され、その定義は個々の研究者の價値づけを反映した敘述的なものであり、分析の用語として、理論的な推稿をまたずに議論が進められ、無意味な議論の對立や、紛糾を招き、觀念論的傾向を助長した様に思われる。このことが一層同族研究を日本というローカルなムードの中にとじこめ、科學的な研究の發展をはげめたのではなからうかと思われる。

以上の様な從來の研究を反省し、同族の研究に新しい方向づけをしようとするのが本論の目的である。今迄同族研究において殆ど行われることのなかつた社會人類學的な分析によつて、同族の構造というものを明らかにするとともに

に、この様な構造をもつ同族というものが日本の社會において、何故存在したかを、歴史、經濟的な側面からも考察してみたいと思う。

本研究は從來の同族研究とは、その方法論において、またその考察のアングルにおいて相當異なるものであるため、結果としては從來の研究において問題となつた諸點にふれるが、敘述上の混亂をさけるため、從來の諸説の紹介を省略する。しかし本研究は、いふまでもなく、從來の諸業績の貢獻によつて益する所が少くなく、またそれらを前提としている。

1 及川宏「同族組織と婚姻及び葬送の儀禮」民族學年報 第二卷、昭和一五年。

喜多野清一「信州更級郡若宮の同族組織」民族學研究 三ノ三、昭和一二年。「甲州山村の同族組織と親方子方慣行」民族學年報 二輯、昭和一五年。

有賀喜左エ門、『農村社會の研究——名子の賦役——』、昭和一三年（同書改訂版、『日本家族制度と小作制度』、昭和一八年、河出書房）。〔南部二戸郡石神村に於ける〕大家族制と小作制度、アチックミュージアム彙報 四三、昭和一四年。

2 中野卓・松島靜雄、『日本社會要論』一九五八年、東京大學出版會、三七—六九頁（第二章 家と基礎的な家連合）。

3 中野、前掲書、五九—六一頁。

4 岡正雄他『日本民族の起源』昭和三三年、平凡社。蒲生正男「親族」日本民俗學大系 3 所收、昭和三三年、平凡社。

なお、兩氏（村武精一、坪井洋文の兩氏を加えて）の最近の研究は「東日本海岸部における文化複合」という題で、第一回同日本人類學協會連合大會（一九六一年）において發表された。

二、同族構造の本質

——同族は父系血縁集團ではない——

同族の定義

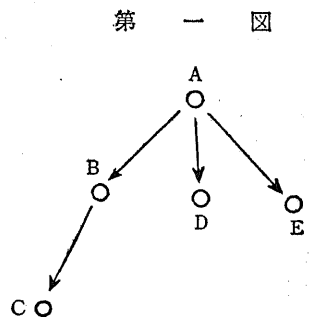
本論において扱う同族は、徳川期以降一般農村において成立したものを対象とする。そして「同族」を次の様に定義する。経済的な基盤の上に立つた本家・分家の關係によつて成立する、二つ以上の家の總稱。

即ち、典型的な形體は、A家よりB家が獨立し、その際、AはBに獨立に必要な屋敷及び家屋を與え、土地を分配した場合である。これは必しもAの所有地の分配でなくとも、小作權を與える場合においても成立する。同様に、屋敷、家の使用權のみ與えられる場合をも含む。いずれの場合においても、Bの家としての獨立が、Aの決定的な經濟援助——家屋、屋敷、土地——を媒介としている。従つて、Aの息子Bが何らこの様な條件を與えられないで獨立の家をもつた場合は、ここでいう同族ではない。⁽¹⁾ 明治以降の民法、及び一般世間の慣習では、この後者の様な場合にも本家、分家の概念をよくあてているが、⁽²⁾ 社會、經濟的な觀點からみれば、兩者は明確に異なる關係として扱うべきである。これを混同すると、同族に関する科學的な分析は殆ど不可能になるのである。⁽³⁾

同族内の家と家との關係　ここで重要なことは、同族とは、古い家から新しい家が分枝したという系譜關係と、

その二つの家が密接な基本的な經濟關係を前提とすることによつて成立する。同族は二つ以上のこの様な家の集合體であるが、あく迄、家と家との關係は、次に述べる様に特定の二つの家の關係が基幹となつている。

左圖の如く、A・B・C・D・Eの五軒によつて同族Xが形成されている場合、その基本的な條件となつているも



のは、A—B、B—C、A—D、A—Eのそれぞれの関係であつて、これらは、A—C、或はB—Dの関係と同質ではない。またB・D・Eは、それぞれAに對する關係において、この同族の成員であつて、B・D・Eはたとへお互に兄弟による分家であるとしても、その結合は横の兄弟關係の原理ではなく、あく迄、Aに對する同様な本家對分家という關係にあり、三者はAを媒介として、はじめて同じ同族の成員たり得るのである。更に、CのAに對する關係は、BのAに對する關係とは全く同じでなく、CのBに對する關係をとおしてAに連らなる。この様に同族構造の根幹には、一つの家對一つの家という關係が必須の條件となつてゐるのである。即ち、一つの家の獨立性があくまで前提となつてゐる組織である。例えば、このことは、一般に、Bが分家を出すか出さないかということ、B自體によつて決定される問題であつて、餘程例外的に同族全體が一つの集團として強固な機能をもつていない限り、AのBに對する干渉は、AとBの關係においてとどまり、B自體の問題には獨立的な餘地が與えられてゐる。

従つて、AとBの關係に比して、AとCの關係は稀薄性をもつものであり、又、BとDの關係は、第一代においては、現實的に家長が兄弟である場合が多く、當然兄弟關係による親密さはあるにしても、世代を経るに従つて、兩者のAに對する關係に比して、ずつと稀薄性を帯びてくる。この様に、同族内の家々の關係は、その周邊に向うに従つて、散逸の方向に向うことを餘儀なくさせられる。これは、同族の構造があくまで系譜的に直接つながる二つの家というものに立脚し、たとえ二つ以上の分家があつたとしても、その分家間の横の關係というものは、その同族の系譜において間接的につながるにせよ、構造的に直接のつながりをもたないものと云わなければならぬ。

家 というものが、同族内にあつても以上の如く強い獨立性をもつてゐるといふことは、居住集團というものが血縁集團以上の強い機能をもちうることを示すものである。現實の家というものをみると、普通、居住集團であると同時に、一つの血縁集團（家族）であるが、理論的に、居住、經濟的な要素がその枠を決定するのであつて、血縁の要素が決定するのではない。ここで私は「家」といふものと、「家族」といふものを概念として明確に區別する必要があると思う。「家族」は當然生活體として、居住、經濟的要素を伴うといへども、あく迄、婚姻と血縁の要素を基盤として成立してゐる。一方、「家」は、父から息子へという血縁的なイデオロギー（家はその存続を重要な機能の一つとしてゐるため）に支えられ、實際、家の成員は家族を中核としてゐるが、あくまで居住、經濟的條件を前提してゐる。即ち「家」は常に血縁外の成員をも含みうる構造をもつてゐる。更にこれを理論的におしすすめ、極端な云い方をすれば、「家族」は血縁の要素なしでは存在しえないが、「家」はそれなしでも成立しうるのである。この様に、「家」と「家族」とは、實際には成員が同じであつても、概念として明確に區別されるべきものである。

「家」といふものが血縁の原理を第一條件にしてゐないため、その成員の血縁關係は屢々居住、經濟關係によつて修正されうる立場にある。例えば、家の相續人は必しも血縁につながるものでなくてもよいのであつて、親族關係のない者が養子、婿養子に迎えられ、また奉公人、番頭などが家をつぐことも事實行われて來たのである。更にこれら非血縁者が、血縁者の候補があるにも拘らず、家をつぐ場合などがあることなど、その家といふものの性質をよくあらわしてゐる。

この様に家の構造自體が、血縁關係を絕對條件としてゐないのであるから、その家の集合體として成立してゐる同

族に非血縁的な要素が入り得るといふことは、當然のことと云えよう。従つて、從來よく論議された様な、同族を血縁と非血縁に分類することは、同族の構造の上から、何ら意味のないことである。それは構造的な相違ではなく、その同族のおかれた内外の事情（家の經營など）による結果の相違でしかないのである。⁽⁴⁾

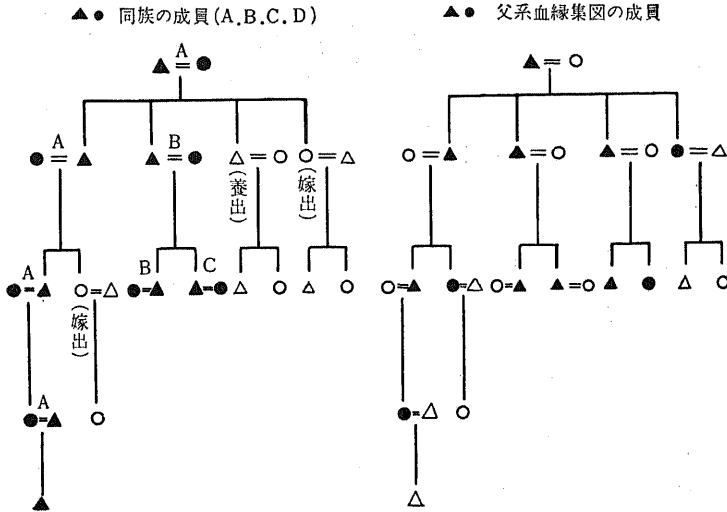
同族と血縁集團との比較 屢々同族を父系血縁親族集團と呼ぶことがなされてたが、これは極めて不當なことといはなければならぬ。上述の考察によつて血縁集團などと稱することが出来ないことは略明らかになつたと思ふが、ここで所謂血縁集團とはいかなるものであるかを説明し、それとの比較において、いかに同族というものがそれと異なるものであるかを述べたいと思ふ。

親族關係 (kinship) 血縁集團 (descent groups) の研究において、最もすぐれた業績をもつ社會人類學では、血縁集團とは次に述べる如き集團をさす。

一定の血縁關係によつて結ばれる個人からなる集團である。この血縁集團の成員としての資格は、法的な（或はその社會に認められた）正式の結婚による父母を前提とする出生によつて決定される。そしてこのメンバーシップは、各々の社會の規則により父、或は母、またはその兩者のメンバーシップによつて決定される。原則として、このメンバーシップは個人の一生を通じて變らない。父系血縁集團であれば、子は父の血縁集團の成員となり、母系であれば、母の血縁集團の成員となる。また双系制では、父及び母の二つの血縁集團の成員となる資格があり、實際問題としては、早かれおそかれ、そのいづれかを選ぶ結果となるのが普通である。

これらの成員からなる血縁集團は、それ自體、一定の社會的、宗教的、そして多くの場合、經濟的機能をもつ共同

第 二 図



體として、明確な集團として、他の血縁集團に對して意識されている。この場合重要なことは、集團は何よりも先ず、血縁の原理を基盤とするメンバーシップに立脚していることである。即ち、血縁關係自體が一定の集團を構成する構造的な原理となつていたのである。この點で日本の同族集團の構造原理とは大いに異つてのである。更に重要な點は、血縁集團にあつては、個人のメンバーシップは結婚によつても變ることがないことである。従來の同族研究において、しばしば父系(的)血縁集團と呼ばれた様な、どこにでもある様な同族の例をとり、その成員を、それと同様な血縁關係に立つ、社會人類學の定義による「父系血縁集團」の成員と比較してみると上圖のようになる。

この圖で明らかな様に、父系血縁集團にあつては、あらゆる場合において、個人のメンバーシップは父のメンバーシップによつて決定される、という血縁に基く一定の構造原理があるのに對して、同族成員の決定には、そ

うしたものがなく、誰が同族の成員となるかは、各同族、そしてその内部の各家の經濟のあり方、他の家との關係などによつて決定されてくるのである。同族の成員を決定するものは、血縁による一定の構造原理ではなく、同族内の家をついだ者とその配偶者及び子供と、新に設立された分家の成員という經濟的、居住的要因に基くものである。

更に重要なことは、個人は直接同族Xの成員であるというのではなく、彼の屬する家が同族Xの一つである故に、この同族に屬しているのである。血縁集團にあつては、家というものの枠を無視して、個人が直接集團の成員となつてゐるのである。これに加えて指摘すべき重要な點は、同族においては、夫婦が必ず同一成員となつてゐることである。⁽⁵⁾この事實は、集團のメンバーシップが家、即ち居住を前提にしているということをよく表している。實の息子にしても養子となつて他出した場合には、はつきりと父の同族集團から除外されている。いふまでもなく、他家(その同族集團外の)に嫁いだ娘の場合も同様である。同族においては、血縁の要素というものが、居住、經濟條件によつて、讓歩を餘儀なくさせられてゐるのである。更に有賀氏が明確にされてゐる様に、家の經營によつて、同族は多くの非血縁者をも含みうるのである。⁽⁶⁾この事實は、いかなる場合でも、同族内部に、非血縁者を包含しうるものが構造的に存在することにつながるものであつて、これは血縁者を排出しうるという事實と表裏の關係にあるわけで、こうした點においても、日本の同族が、決して血縁集團でないことが明かであらう。

勿論、同族は血縁の要素を包含し、系譜という名の許に、或意味で血縁的なイデオロギーに支えられてゐるが、決して、そのことはただちに同族が血縁集團であるということにはならないのである。丁度この關係は、家と家族の相違に類例を求めることが出來、同族が理論的に家と密接な關係に立つてゐることが、この點においても考察されるであらう。

同じ様に同族と呼ばれる中國の同族の場合は、その内部構造に關する限り、父系血縁集團と云うことが出來よう。(7)

ここに日本と中國の同族の構造が明確に異つてゐる一面があるのである。中國の同族というものは、仁井田教授が既に、中世的な歴史、經濟によつて再編成された血縁集團であり、古代的な血縁集團とは異なるものであるということを指摘されているが、私もここで中國の同族というものが所謂血縁集團(アフリカなどの未開民族の間にみられる様な)とは明確に違ふものであることを指摘したい。中國の同族との比較を詳しくここで論ずることは省略するが、ここで最も大きな相違は、中國において血縁集團である同族は、大土地所有という様な經濟地盤をえてはじめて成立したものであつて、血縁集團自體が同族を成立させたものではないこと。第二には、この様に經濟條件によつて始めて成立したものであるから、同じ社會においても、そうした經濟的な背景をもちえなかつた人口においては、同族(血縁集團)が成立しえなかつたのである。これに對して血縁集團によつて組織されている未開社會というものは、その社會を構成する全員が必ずいづれかの血縁集團に屬してゐるのであつて、血縁の組織が全社會をカヴァしているのが常である。この點において社會全體の構造が中國とは大いに異なるのであつて、中國の同族が血縁集團の組織をもつてゐるという事實は未開民族の血縁集團の問題とは決して同一の立場で論ずべきではないのである。(8)

むしろ中國の同族の成立、その機能などにおいては、日本の同族に共通した問題を多く含んでゐるものと云わなければならぬ。

親族⁽¹⁰⁾

從來、親族(親類・親戚)というものが同族と對比されたり、同族が親族の一形態であるということが論ぜられて來たのであるが、上述の如く、同族が血縁を構造的な軸として成立してゐない事實から、同族が親族とは非常に異

るものであることが明らかと思われるが、ここで親族についても、本論に特に關係する點について簡単に觸れておこう。親族は、血縁及び結婚を媒介として結ばれた一定の人々が、各個人（實際には、その機能の上からみると「家」が單位となつている）を中心として意識されている集合體である。AとBは親族であり、またBとCとは親族であつても、AとCとは親族でないという場合が必然的に存在し、更に各個人は一つのみでなく、いくつかの交錯する親族に屬しているという結果になる。従つて、親族は同族の様に明確に一つ一つが他から區別される集團として客觀的にとらえることは出来ない。

更に一個人を中心として意識される親族の成員の構成は決して恒常的なものでなく、常にその成員の死、結婚によつて變つて行く、A家はB家の父の代にはB家の親族であつたが、息子の代にはA家は親族でなくなり、一方C家がB家の新しい親族として入つて來たという様に。加うるに親族の成員は、すべて同等の立場にあるわけではなく、香典の額にも明かに表われる様に、それぞれ遠近の程度が異り、その程度も世代の交替、成員の結婚などによつて常に變るものである。

従つて親族は一定の組織によつて統合された血縁集團ではなく（父母双方の血縁關係を同様に重要視するからといつても、双系血縁集團などと呼ばれるものでもない）、個人を中心とした血縁（及び婚姻）の關係によつてのみ成立している。この様な關係に立つ一定の人々（家々）が一定の時期に、一個人（家）を中心として親族としての機能を持ち、行動をするのは事實であるが（冠婚葬祭の際において最も顯著にあらわれる）、これらの成員が同じ枠内で恒常的構成をもつ排他的な共同體として存在することは理論的にありえないのである。

一定の地域に親族が居住し、共同體的な機能をもつ場合、血縁集團的な印象を受けるが、そうした場合、集團を形

成する原動力は、血縁よりもむしろ地域的な要素であると云わなければならぬ。親族の中でも遠くに住む者は親族として意識されても、地域共同体（組ぐみの如き）としての集團に入り得ないのであり、一方、親族でない者が常にこの共同体に入り得る可能性がある。日本社會の如く、「村」という地縁集團を古くから（少くとも徳川の初期以來）社會的、經濟的協同體として發展して來た社會にあつては、血縁によつてつながる者といえども、地域集團を構成しない限り、社會的、經濟的機能をもつ恒常的な集團として存続することは不可能なことである。

もし親族集團と呼びうる様な明確な枠をもつ集團があるとすれば、封鎖的に、一定の親族ばかりで一つの地域社會が構成され、その構成員の間においてのみ代々結婚が行われる場合以外には、全親族を統合する集團なるものは理論的に存在しえないのである。⁽ⁱⁱ⁾或はこの様なものが實際に存在するとしても（筆者はその存在を非常に疑わしく思うのだが）非常に例外的なものであつて、その地域社會のもつ特殊な歴史的、經濟的な條件がそうさせたのであつて、これは決して親族が血縁集團であるとか、親族集團というもの自體が共同體を構成したという證明にはならないのである。

従つて、理論的に私は日本社會においては、血縁の要素を多量に含む集團というものはあつても、一定の枠をもつ恒常的な集團としての血縁集團というものは家族を除いては、存在しないと考える。少くとも私たちが社會人類學の研究に充分な資料をもちうる徳川期以降においては、このことは明らかである。そしてそれ以前に存在したとすれば、もつとその根跡が残つていてもよいのではなからうか。例えば同族というものの構造が中國の同族の様な血縁的な構造をもつかいいう様に。

以上の考察によつて、親族が血縁・結婚關係を軸として成立するものであるが、所謂血縁集團と異なるものであるこ

とが明らかになつた。更にこの分析からしても「親族」と「同族」は全く異なる性質のものであることが明らかである。實際、個人が父母、配偶者をもつ以上、理論的に誰でも親族をもつてゐるわけで、親族は日本のいかなる地方、階層にも存在するものである。これに對して同族は、それに必要な經濟的な基盤のないところには存在しなかつたのである。同族は血縁の要素をもつとは云え、歴史的、經濟的な産物である。この最後の點については、第四節において詳しく述べる。

1 柳田國男氏は既に早く「分家には本來二つの種類があつた」ことを指摘し次の様に述べられている。「たとえば舎弟や次男の元氣のよいのが、から身で世間に入つて業を習い家を興すのに、之を分家の中には算えなかつた。是はちようと養子入聲が、一族のうちでないのと同じことである。今風の言葉でいうならば家をもたせる、家として存立するだけの支度を、本家の方でととのえてから、出してやる場合だけが分家であるように、考えて居た時代は久しいのである。柳田國男、「北小浦民俗誌」(全國民俗誌叢書) 九一頁。

2 福島正夫氏は、舊民法における「分家」について次の様に述べられている。「法律上は、家族員がその屬する家から分離して別に一家を創立する行爲であり、つまり自己が戸主として獨立することである。…分家者が分家に際して家の財産を分與されるか否かは、法律の何ら關知すところではない。そして、分家の効力は、戸籍上その届出のあることによつて生ずる。届出に際して戸主の同意がなければ、届出は受理されず、誤つて受理されても無効となる。」「山村の「家」と資本主義」東洋文化研究所紀要、第六冊、昭和二十九年、七頁。

3 従來の研究においては、同族がしばしば「同姓親族の家々」と混同して論ぜられるむきもあつたが、よく調べてみると實際に同族で同姓でないものもあり、同姓であつても、ここにいう經濟關係をとまなわないで、單に「分家」などと云われるものもある。この點、筆者の定義による「同族」は「同姓集團」から概念として明確に區別される。

4 有賀氏は一貫して、同族が「近親血縁の上に成立するか、非血縁の上に成立するか、又兩者をまじえて成立するかは、この中心となる本家の經營を規定する生活條件によつた」(「日本の家」日本民族、日本人類學會編、昭和二十六年)という立場をとつておられるが、これは従來の同族研究の中で最もすぐれた考察であると思う。

5 血縁集團にあつては、同じメンバースhipをもつ男女が結婚した場合以外は、夫婦は實際の生活を共同にしているといえども、それぞれ別の血縁集團に屬している。特に父系、母系などの様な單系血縁集團は、族外婚をとつているものが歴史的に多く、夫婦がそれぞれ別のメンバースhipを持つているのが常である。「同姓不婚」という中國などその一例で、女性は結婚後も父の姓をつづけ、夫の姓を名のらない。

6 有賀、前掲書。

7 南シナの同族、父系血縁集團 (Lineage) の研究として、Maurice Freedman, *Lineage Organization in Southeastern China*, 1958, London School of Economics Monographs on Social Anthropology が最もすぐれた分析をしてゐる。

8 「十世紀以後の同族結合は當時の大地主體制下の社會秩序の安定化が新しくねらわれ、また農民再生産の基礎がためとして新に形成されていつたものであつてみれば、それは歴史の時代を劃した基本的現象に外ならないといえる。これに血縁主義といつても中世的な血縁主義なのであり、再編成された血縁主義なのである。古代的なものの單なる連續ではなく、まして復古的なものではない。それは中世的な條件の所産である。」仁井田陞、「舊中國社會の「仲間」主義と家族」家制度の研究、昭和三十三年、一五九—一六〇頁。

9 この點の認識について、社會人類學者の間でも、また歴史學者の間においても混同がみられる。筆者はさきに、文明社會における血縁のあり方と未開社會のそれとの違いを「大家族とは」現代文化人類學 3 昭和三五年、中山書店 四三一—五一頁において明記しているので、参照されたい。

10 ここで云う「親族」とは、所謂五親等などという法律的な規定によるものをさすのではなく、一般に「親類」と呼ばれ、實

際に人々の生活において認識され、機能をもっているものをさす。その構成員は普通、自己を中心として、父母両方に同様な血縁による擴がりを持ち、イトコまでの關係が中核となり、それに配偶者及びその親類が必ず重要なメンバーとなつてゐる。

11 一村落（部落）内での結婚が傳統的に行われている場合が、日本にはよくある例であるが、この場合、血縁關係をしいてたどつて行くと、殆ど全村が親族の様なものであるが、よく調査してみると、その人々は、決してこれら全村の人々を「親類」とは呼ばないのであり、「親類」の範圍というものは、近親に限られ、血がつながつていても遠い場合は「他人」となつてゐる。従つて、親族のみの地域集團が出来てゐるとすれば、一〇—二〇戸位の間だけで、何代も結婚が排他的に行われる場合であつて、この様な親族以外の者との結婚ケースが何十年にもわたつて一つもないというのは、全く例外的なものと思われる。

三、同族集團の組織

同族と同族集團 本論において「同族」と「同族集團」という二つの用語を使用するのは次の様な意味を含んでいる。「同族」というものは、第二節において論じた如く、家の派生による系譜を前提として、一定の家々が一つのグループとして他から一應區別される場合の總稱である。この場合、必しも全同族の家々の實際の系譜關係が正確にたどれなくとも社會的に一應認識された系譜關係でもよい。これに對して、「同族集團」とは同族である家々が一定の組織をもつ共同體的な集團として明確に意識され、集團として一定の社會的、經濟的な機能をもつ場合をさす。

同族の中には集團としての明確な機能をもつもの、もたないものがあり、またその機能の度合も個々の同族、そしてその同族の歴史において、さまざまな相違、可變性をもつものである。従つて、「同族」と「同族集團」という用語は分析における概念用語であつて、一つ一つの現實の同族をそれによつて區別するものではない。

家の獨立性とステータスの相違を内包する同族の構造

同族というものが一つの家と、それから派生した家との關係によつて成立する以上、「もとの家」と「新しい家」というステータスの相違が必然的に存在する。そしてその同族構造の本質が前述の様に「家」というものにあり、「個人」というものを單位とする血縁の原理に立脚していないため、同じ父母をもつ兄と弟というものは、同族を構成した場合、いずれかの一人（多くの場合、兄）がもとの家の構成員を代表し、他の一人（或いは一人以上）が新しい家の構成員を代表することとなり、その結果、當然家というものをとおして、同じ父母から生れた兄弟の間に社會的、そして多くの場合、經濟的なステータスの差が生じる。

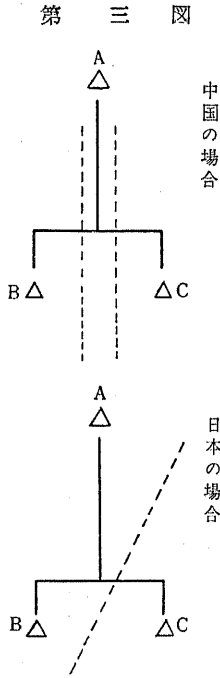
念のためここで強調しておきたいのは、この様な兄弟間のユテータスの差というものは、その家に、家、屋敷、土地という様な財産があつて始めて生ずるものであり、完全に獨立性をもつ「家」としてそれに附隨する財産というものをもたない様な家族にあつては、起り得ない問題であり、これは決して經濟的要因以前の問題ではない。兄弟間のステータスの相違はあく迄「家」というものを前提としている。そしてこの「家」を基盤として成立する同族において、これは同族の組織を決定する重要な要因となるのである。

「家」というものは、原理的に、その成員の交替に拘らず存続するものであるという立前にあり、その存続の軸がその長である一人の男性、父から、その法的な息子（血縁關係の有無に拘らず）へという線によつて出來ているため、二人以上の男性が同一の家に於て、同等の權利義務をもち得ることは不可能である。従つてこの理論的な線の擴がりは、一つの家には、家長夫婦とその相續人の夫婦及びその子等が正式の成員として存在するわけで、一世代、一夫婦の原則が貫かれるということになる。現實的にも家の成員の構成は、この様なものが壓倒的に多い。たとえば、一世代二組

以上の夫婦が同居しているとしても、その何れか一方の夫婦を除いては、他の夫婦は、第二義的な成員の立場にしか置かれていないのであつて、成員としての權利、義務に明確な差がみられる。それ故に、常に家というものが、その派生をまぬがれない状態におかれており、分家というものが必然的に（經濟的基盤さえあれば）成立することになる。従つて、日本の同族という社會制度は、所謂大家族制と、原理的に對應するものであり、日本の社會をあくまで前提としてゐる。云いかえれば、日本に於ては、理論的に所謂大家族制は存在し得ないのである。現實的に、構成員の大きい家とか、同一世代の二組以上の夫婦が一つの家に居住しているということ、更に極端な例をとれば、かつての飛彈の白河村の如く、一つの家に四十五人もの家族が同居していたという場合があるが、これは、その家の特殊な經濟的事情が、第二義的な成員を同居させているのであつて、事實、往々にして、正式成員と、その他の成員の間には明らかな區別があり、後者が肩身の狭い思いをするのが常である。これら第二義的な成員も、經濟的事情さえ許されれば常に獨立を意圖している、また意圖せざるを得ない立場におかれてゐる。之等の成員にとつては、自分の生れた家であり、自分がその家のために働き、そして居住しているにも拘らず、自分の家としての完全な權利をもちえないのである。従つてこの様にして出來ている大家族は、量的には大家族ということが出來ても、理論的には大家族と云うことは出來ないのである。大家族とか大家族制というものは、その成員が男女による差はあるとしても同等の權利、義務をもつてこそはじめて成立し得るものと云わなければならない。量とか形において家族とか同族を論ずることは妥當ではない。あくまでその構造に於て論ずべきである。この事は中國やインドにみられる所謂大家族制によつて象徴される家族構造の原理との比較によつて一層明らかにならう。中國、インドの家族にあつては、同じ父母をもつ兄弟はいかなる場合においても、社會的、經濟的に全く同一の權利、義務をもつてゐることが前提となつてゐる。即ち

血縁による原理が深く貫かれている。血縁ということ的前提とすれば、同じ父母から生れた兄弟姉妹というものは、社会的、社会的に同一の権利、義務をもつのが當然であり、これは中國、インド以外でも血縁集團というものが存在する社會においては、全く共通にみられることである。

ただ、高度な父系制にあつては、特に男子がその制度の中心となつてゐるため、女子成員は應々にして、第二義的な立場に立たざるを得ない結果となつてゐる。ここでその制度における男子のあり方についてみると、血縁の原理が他の社会的、經濟的條件に優先してゐることが明確である。即ち、兄の家と弟の家は、社会的に同一のステータスに立ち、また均分相續が徹底し、經濟的にもその出發において全く同列に置かれる。この様なイデオロギーでは日本の場合の様に、本家、分家の概念は全く存在しえないのである。Aの家からB、Cが出来た場合、Aに對してB、Cという新しい家があるのでなく、理論的にAの解體によつて、B、Cが成立するわけで、B、Cは全く同列に立つ、日本の場合は、同じ數の二人の息子をAがもつてゐる場合、BはAの中に吞入され、結果として、A、Cという二つの家が成立する。従つてAとCの關係は、從令土地が二分された場合に於ても、もとの家、新しい



家という關係に立ち、同質のものではない。

ここに、「本家」「分家」という用語によつて表現される様な家と家との特殊な關係が成立するのである。

「家」というものが、單なる家族などと異つて、經營體としての高い獨立性を持つてい

るために、一旦分家して成立した家は、その經濟生活が、本家に依存しなければならぬという場合を除いては、親族關係が世代の交替によつて薄らぐに従つて、本・分家の關係は實質的にその機能が減少の方向をたどる。

即ち、本家Aより出た分家Bは、二、三世代の中に更にBの分家Cを創立し、BはA・Cの中間にあるも、Cの出た家として本家的な機能をCに對して持ち、BのAに對する關係より、Cに對する關係の方がはるかに強い機能をもつ。この様に、同族はその構造の本質に於て、常に散逸の方向をたどる。多くの村に於て、同族と云われる一定の數の家々がありながら、歴史的に明確な系譜がたどれない場合があるのも、こうした同族というものの構造のもつ特性をあらわしている。

同族構造を基盤とする同族の組織化

然るに、有賀氏によつて紹介された石神村の齋藤同族をはじめ、これまで同族の典型的なものとして紹介された同族の如く、同族全體が、明確な一種の共同體としての強力な機能をもつた場合がある。

前述の分析の如く、同族が構造的に、それ自體恒常的な共同體として機能をもちえないわけであるから、この様な一つの共同體としての強い機能を同族集團がもちうるということは、その構造自體に求められるものではなく、他の條件によつて始めて成立しうるものと云わなければならぬ。常に分散の傾向にある同族の家々を一つの機能的な集團として結合させるためには、次に述べる二つの大きな条件が必要と思われる。

第一に、一定の經濟的、政治的條件によつて、同族を集團として内部的に組織化することである。そして、その組織自體は、同族構造の本質的な面、即ち本家・分家という概念によつて象徴される二つの家は決して同一のステ

タスを持ち得ない」という事實を基盤として、同族の家々を一つのピラミッド型のランキングによつて位置づける、ヒエラルカルな構造をもつことになる。

これは組織としては、血縁集團の組織と全く對照的なものである。血縁集團にあつては、その集團の成員が、同一血縁という前提によつて、同質——AはBによつても、Cによつても置きかえることが出来るという様に——の原理に立脚し、全成員は原則として同様の権利・義務をもち、その同質性によつてこそ、他の集團から明確に區別されることが出来る、同時に、それ自體構造的に一つの共同體的集團として凝集力をもちうるのである。即ちこの組織の基盤は、兄弟（姉妹）が同等のステータスに立つという、原理的平等のイデオロギーに立脚しているため、ヒエラルカルな、ランキングによる同族にみられる様な組織とは無縁のものである。

同族集團におけるヒエラルカルな組織は、系譜的優越性と經濟的優越性をもつ家を頂點として構成される。その統合の原理は、あく迄經濟的條件に立脚する權力關係であるため、どんなに本家と呼ばれる家が古くから認識されていても、それが同族内の他の家々より一段と優越する經濟條件を確保していない限り、同族内の機能的結合は困難である。

同族集團の成立、そしてその存続には、常にこの様に本家（或は本家的な中心となる家）の經濟的、權力的優越が前提となつているのであり、従つて同族集團が一旦成立しても、この本家の没落は直接同族集團の内部組織の弱體化を招來する。一方、本家の没落にあつて、いずれかの分家が非常に繁榮した場合には、古い本家を中心とした組織は弱體、或は解體して、再びその同族内部で、この新興の分家を頂點として集團の再編成が行われていく場合も少くない。

同族集團の機能の程度は、その頂點となる家（本家、或は本家的立場にある家）の實質的な經濟條件、そして他の家々に對する相對的經濟條件の優越にかかつてゐる。本家の實質的經濟條件とは、例えば比較的裕福な自作農と
いう様な、或程度の餘裕をもつ獨立經營の最低線が確保されていなければならぬ。他方、相對的經濟的條件とは、
その本家の實質的經濟條件が分家の經濟條件に對して優越してゐることである。同族の結合という面からみると、分
家の經濟が完全に獨立し得ない——例えば、充分な田地がないとか、小作で、食いつなぎ米を本家に依存しなければ
ならないとか、何か事ある度に本家に社會的、經濟的援助を乞わなければならぬという様な經濟條件にある場合に、
同族の凝集性は、自然強いものになる。即ち分家の本家に對する依存は、本家の分家に對する支配を容易にする。

他方、分家が本家より經濟條件が劣るといへども、充分に獨立してやつてゆくだけの經濟基盤がある場合には、同
族内部の力關係のみによる結合力は非常に弱いと云わなければならぬ。しかしこうした裕福な分家をもつ同族團の
結合が相當強い場合は、多く外的な條件によるものと思われる。即ち、一村落内に於て、同族團Xの家々が他の家々
に比べて非常に經濟的に裕福であるということは、社會的、政治的に、同族團としての枠内にどどまつてゐる方が分
家としてもはるかに有利であり、また本家も分家を統合することによつて外に對して政治力を發揮し得るわけである。
この事はまた、一村落内に二つ以上の同族が對立して存在する場合にも適用されるわけで、同族の結合というものが
同族の村落内における機能に深く關連してゐると思われる。この場合、各同族にとつて村落内に於ける力關係に於て
同族の存續は非常に重要なことであり、その存續のために本家の優越性も一きわ強調され、保全の道をとらざるを得
ない。

分家設立にあつて、分家に分け與える土地が本家の持分の半分という例もあるが、本家に土地の充分な餘裕がない

場合は、分家の設立は、あくまで本家自身のつつがなき經濟的基盤を前提として行われるため、分家の分前は、その獨立に不十分な場合が當然出て来て、本家と分家の經濟に相當な開きが結果として出て来る。しかし一方本家が充分な土地、財産がありながら、分家に對してそれを切半せず、分家の存立に丁度十分なだけの土地財産を分け與えるということが屢々行われて来た。これは本家が將來、更に分家を出すことを豫期している場合に限らず、いま述べた様に、村落内部及び同族内部に於ける力關係において、本家の勢力——ひいては同族集團の勢力——の維持には當然の處置と思われる。これは機能的同族集團というものが、その存續を可能にする唯一の方法であろう。

同族の組織自體が、家々の系譜關係によるステータスに立脚しているため、その組織内に於ける家々の關係、位置を變更することが出来ない。従つて同族共同體の長は、その同族が一旦成立した組織の上に存續する限り同一の家から常に出るといふことが必須であり、中國の同族の如く、その長が一つの家から他の家、又は兄から弟へという様に移行することは決してないのである。この點に於ても、日本同族の内部構造がステータスの異なる家々から出来ており、中國やインドの民主的な内部構造をもつ大家族、或は同族集團と構造的に異なることが明かにわかるのである。そしてここに於ても日本農村の社會集團というものが、あくまで「家」というものを單位として成立し、個人を單位とするものでないことが指摘される。

同族が集團として共同體的機能を存續させうる第二の條件は、一つの同族を構成する家々が、村落内において一定の隣接する居住地域に建てられているといふことである。即ち、同族という系譜の認識が更に組的な地緣集團といふ他の條件によつて支えられることである。

同族集團の凝集性というものが、その經濟條件に非常に左右されるものであるから、その内部的につくられた組織

のみでは集團としての存続性は弱く、共同體として組織化される場合にも、各家々が地域的にお互に近接しているということが大きなプラスとなる。事實、高度な機能をもつ、或はかつてもつた同族團の殆どは、その家々が村落内の一定の地域に密集している場合が壓倒的に多い。

同族集團としてヒエラルカルな構成ももたず、本家には何ら優越した權威もなく、また同族として祝神もない様な場合でも、その社會では一應同族として意識され、何らかの集團としての機能をもっているものがよくある。この様な場合、必ずこれら同一の同族に屬する家の殆どは、一定の地域に密集して地域的同族集團を形成している。即ち居住の地域的條件が系譜關係を背景として、一つのまとまりを形成し、集團として意識される。しかし、この様な場合には、現實的に同一地區に居住する同族成員以外の家をも含むことが多いのであつて、同族という名の許に非常に組的な構成をもつのである。

この場合、理論的に云えることは、同族の一員であつても、この地縁集團から離れて家を構えている様な場合は、應々にして、この集團外に位置している。即ち強力な組織化が同族の内部につくられていない場合は、同族は、地縁集團という條件をえて、はじめて協同體的な集團を形成しえるのである。しかし、この場合、直接にXという家から出たばかりのZ家との關係は尙強く意識され、他の家々と比べて密接な關係をもつが、二、三代以上経た様な同族内の家と家との關係は、強力な組織がない限り、地縁集團的なものに還元され、同族とその他の家との關係に明確な區別がない。

村落内に同族が存在するという場合、その同族の凝集度、機能の度合というものは、各同族によつて異り、また一つの同族の歴史においても常に一定しているものではない。そしてこのことはそれぞれの同族のおかれた歴史的、經

濟的條件にかかつているのである。更に、村落における同族の存否も亦村落の歴史的、經濟的條件に依存していると思われる。次の節においてこの問題について考察をしてみたいと思う。

1 例えば、福島正夫氏前掲論文によつて報告された飛彈白川村の大家族制解體の過程は、この事實を如實にあらわすものと云えよう。中でも昭和の初、平瀬發電所の建設事業がはじまると、大家族の家に働き住んでいたオジ、オバ達は自らすすんでせいにその家を後にし、労働者として自分達の生活を外に築きはじめたのである。そしてその殆どが再び大家族制の家にもどることはなかつたのである。かつて、彼らをして大家族制の成員たらしめたのは、家族構成員としての血縁のためではなく、それ以外に生きる道がなかつたという全く經濟的な理由であつたのである。

2 中國の家族の分裂、均分主義については仁井田陔、『中國の農村家族』一九五二年、(東京大學東洋文化研究所)に詳しい考察がなされている。

四、同族の成立、及びその存續の歴史的、經濟的條件

同族の經濟的立地條件 先づ第一に、分家を出すためには、本家に經濟的な餘剩、即ち敷地、耕作地及び一軒の家を建てうるだけの財産を必要とする。一定の村落内にこの様な家が存在するということは、その村落の發展の歴史の初期に定着した家が相當廣い屋敷地、田地を保有し、それを持ち續けるか、或は、特定の家がその經營に成功して、一つの家に必要以上の屋敷、田地を獲得した様な場合において可能であろう。

後者の如き可能性は次の様な村落のおかれた經濟的な條件によつて成立しうる。即ち、開拓などによる耕地の擴張、

集積が可能である場合、また一定の限定された田地をもつ村落内で、一つの家から他の家に田地の移行、即ち没落（或は他出）する家が一方にあつて、他方富の蓄積が可能であるという場合である。例えば、土地を手離す程の貧家もなく、同時に全戸がそれぞれ一家を新らたにつくり得るといふ田地、屋敷の餘裕のない状態におかれた村落には、分家を出して新たな同族をつくつていくという可能性はないのである。また耕地などの條件に恵まれず、昔から發展の餘地がなく、村落自體が非常に貧困である場合とか、土地というものを殆どもたず、村民全體が小規模の漁業に依存している一本つりの村落においては、所謂同族は殆ど形成される餘地がない。

この様に同族の成立には、村落全體として、その經濟の大部分を農地に依存し、貧困者の存在にも拘らず、或程度富の蓄積を一部の者に許し得る經濟的な條件、というものが必要と思われる。事實、多くの資料が示す様に、同族の存在は、或程度富の蓄積を可能とする田地のある村落に求められ、又同族は村落内の上層を中心として形成されるのが普通である。同族が中層、下層の家々を含んでいる場合があつても、代々下積みの田地もたない様な貧しい家々だけで出来ている同族というものはないのである。

しかし、以上の様な條件は、更に或る程度の村落經濟の封鎖性（土地というものが主要な役割をもつ村落を前題として）によつていふと思われ。何故ならば、商業、産業の中心地の近く、或はそれに直結する經濟に立脚する村落にあつては、人口の他出が容易であり、耕作以外の収入があるといふことは、心ずしも分家を出すといふことを必要としない故、同族の出来る心然性が農地にその經濟の大部分を依存する村落より、ずつと少くなつてくるのは當然である。そしてたとえ同族が形成されたにせよ、その機能が弱くなるのが常である。

従つて以上のことを統合すると、經濟的な同族の成立條件を次の様に要約することが出来る。「村落が、その經濟

の大部分を農地に依存し、外部に對して、或程度封鎖的な經濟條件——土地に依存する以外には、收入の道が殆ど得られないという様に——をもち、その内部においては、少くとも一部の者に富（一つの家の經營、存続にとつて必要以上の土地、屋敷など）の獲得、蓄積、保持を許し得る經濟條件に立つてゐるといふことである。」

日本の村落構造と同族

現在までに集められた多くの同族の資料をみると、一般の日本の村落において——郷土の如き中世的性格をもつものの場合を除く——、分家がさかんに出された時代は、大體、徳川中期から明治、大正頃までであり、そのピークは徳川末期から明治末期までの間にある。この時期は、なお封鎖的な村落經濟の中で、人口増加の壓迫による經濟的競争が激しく、家々における耕地の餘裕、新たな耕地の獲得の可能性が最終段階に來ており、一方、産業の吸収人口は相對的に少く、大部分の農村にあつて、村外への流動人口は尙微々たる状態にあつた。この様な國家的規模における歴史的、經濟的條件は、當時の多くの村落において、前節において述べた同族成立の經濟的立地條件をととのえる役割を果したものと云えよう。この時期に同族集團の組織化、機能も最高に達したものと思われる。これは徳川期の本百姓株を基盤とする村落の組織が次第に解體して、それに代つて同族が機能的に重要な役割をない出したためではなからうかと思ふ。

従つて、この時期を通過しなかつた、即ちこの時期のあとに出來た新しい村落や、この時期以前に、土地、屋敷の分布が泡和状態に達し、各家が殆ど同等な經濟水準を保持してしまつて、この時期に相互の經濟競争の餘地がなかつた様な村落には、機能の強い同族集團というものは殆ど成立してゐない。

更に、一つ一つの同族集團の盛衰を注意深くみてみると、一つの同族が強い機能をもつ共同體として存続しえたの

は、普通三世代位であり、五、六代以上つづいたというのは珍らしい方である。即ち、農村においては、一つの家の隆盛が何代にもわたつて續くのは決して多くないのである。特に、徳川・明治・大正・昭和という國家的スケールでの激しい經濟的な變動期にあつては、村落の家々の經濟關係が同様に三代以上續くこと事體、中々困難なことと云わなければならぬ。そのみならず、この様な國家的スケールの時代の經濟變動に影響される村落の經濟という條件を、議論の上から一應除外しても、同族というものの構造的な性格を考えれば、同族の組織を永く維持するということは、理論的にも不可能と思われ。

即ち同族の存在には、分家の設立が前提となつており、分家の設立には、本家の土地財産の餘剰が前提となる。分家を出すということは、村落内に於けるその家の政治的また經濟的ネットワークを強める作用をするにしても、分家を出す家にとつて、實質的に土地財産の減少を意味する。本家と分家の間に勞働力の交換が行われ、或る意味での協同體が形成され得るわけであるが、本家と分家は決して財産共有體ではなく、原則として、本家は一旦分家に分け與えた土地財産を貸借、賣買の形式をとらない限り、とりもどす權限はない。本家、分家によつて構成されうる經濟共同體は、決して財産共有體ではない。あく迄分家と云えども財産獨立體であるのが原則である。従つて一つの家は、分家を出す毎に自己の土地財産を減少させて行くわけで、それに相當する土地財産を新にその都度何らかの方法で獲得しない限り、プロレタリアート化する運命にあるわけである。何代にもわたつて土地の集積を行い得る條件をもつ家は全く稀であり、早かれ遅かれ、同族の本家と云われる家は經濟的没落をまぬがれ得ないわけである。同族の凝結度が高ければ高い程本家の社會的、經濟的役割は大きいのであつて、その出費も相當なものとなる。従つて、その同族成立當時、餘程卓絶した家數、土地、財産を本家が持つていない限り、強い機能を持つ同族としての生命は短いので

ある。

多くの村では、一、二代たつと分家の經濟力が本家のそれを凌ぐ場合が少くない。この事實からしても、同族團に於ける本家の負擔というものが並々ならぬものであることが考察されるのである。本家に比して、一旦獨立した分家というものは、同族團内の他家への負擔もなく、一應の土地財産を持ち、勞働力が充實しておれば、餘程本家が卓越していない限り、それを凌ぐことはそれ程むづかしくない。

従来同族團にあつても、本家というものが、分家に對して搾取を行つてゐるという見方も少くなかつたが、分家に對して一見不公平に見える様な本家の取分というものは、一定の限られた經濟に立つ結合度の高い同族團の組織化、その維持にとつて心須の條件であつたのであり、また本家は分家に對して、或る意味で常に生活の保障を與えていたわけである。もし分家に對して、あらゆる場合に土地財産の均分を實行していたならば、もつと多量のプロレタリアートを農村内に出し、また同族というものが形成されなかつたならば、地主と水呑百姓との激しい分化が出現し、日本農村社會全體をゆらがす様な大きな社會問題として起つて來たに違いない。そして日本の村落構造というものは、われわれが現在理解しているものとは全く異なるものであつたに違いない。同族の出現は、村落内の主要人口を定着させ、大きな地主層を形成させることを阻み、經營農民の最低生活を保障するという、社會全體よりみれば、むしろ民主的な方向をもつていたとさえ云ふ。

同族という制度は、あくまで、日本農民社會、村落というものの性格を前提として成立し得たものである。即ち、理論的に、村落社會内における家々は、それぞれ經營體としての獨立性を持ち、その社會内においては、各々の家のおかれた條件の差はあるにせよ、お互に決してこえることの出来ない本質的な身分上の相違——例えば徳川時代の農

民と武士の關係における如き、或はインドにおける異なるカーストの關係、またヨーロッパにおいてみられた特定の血統（親族）にのみ與えられるという様な特權⁽¹⁾はない。本家の優越、或は支配、分家の服従という關係が、従来の研究において、よく強調され、それがいかにもこえがたい身分制的なものであるかの様に解釋されることが屢々あつたが、それは、いかに長期にわたつてその現象がみられたにせよ、決して原理的にそう置かれていたのではなく、それは同族内部、そして村落の一定の經濟條件などがそうさせていたと考えるべきではなかるうか。

同族の本家が勢力をもち、分家を服従させ、その集團の權力構造の頂點に立つ、またかつて立つたといふことは、その本家の過去、或は現在の經濟力というものに基いてるのであり、決して單に本家であるといふこと自體がそうさせたのではない。本家・分家という關係が一定の經濟條件の上に立つた時において、はじめてその家々が顯著な格付けをもつのである。更に、分家でも經濟條件さえとのえば、本家を凌駕する經濟的、政治的勢力をもち得るのである。

本家・分家に限らず、日本農村社會にあつては、かつての下層の者が上層に上昇することは、現實的にたとえそれは困難で、不可能にみえることがあつても、理論的に可能なことであるし、また長い世代をかけてそれが實現された例も少くない。農村社會において、各家が窮極的な意味で身分的に同列に置かれていふことは、今日の農村社會の基本的な構造が成立した徳川期の政策においても明確にうかがわれるものである。そしてまた機能的な同族集團というものが恒常的な組織をもつことがむづかしく、常にその變化、崩壊という危険性をはらんでいた事實にもよくあらわれている。同族集團における本家と分家の間によし身分的相違があると云われても、それは、武士と農民における様な身分的相違と一見共通した様相を呈したとしても、それは異質なものである。後者のは、法的にきめられた

ものであり、社會的に大きな斷層が介在し、いかなる條件によつても乗りこえることの出来ないものであり、また兩者は社會的な共通性をもち得ないものである。

これに關連するが、家の格、というものが、應々にして格式の強い村において調査され、云々されたために、いかにも農村社會に恒常的な階層の分化、身分の相違があるかの如く思われ勝ちであつたが、家の格付けが左程意味をもたない村も少からず日本にはあるのであつて、その様な村及びその中間的な村を考慮に入れれば、格の固定化というのは、農村社會におけるア・プリオリに存在する何かに求められるのではなく、その村落の歴史的、經濟的條件のしからしむるものに求められるべきではなからうか。格付自體を論じたり、格差を敘述することよりも、どの様な條件が、どの様にして形成され、保持されたかという問題こそ論議されるべきであらう。

同族とは、あくまで村落及び家の條件をふまえて存在しうるものであり、同族の存否という問題は、村落や、地方の文化の型の問題ではなく、歴史的、經濟的條件によるものであり、その存否は、一定の時期に、その村落における、そうした條件の存否ということにかかつているのである。前述した様な同族成立の條件（一五九—一六〇頁）さえあれば、日本中いずこの村落においても、同族は存立しえたと私は考えるのである。そしてこの假説は、次に要約される様な、日本社會全體にある共通性を考える時、相當な妥當性をもつものではなからうか。

- (1) 村落構造の共通性。日本の各村落は徳川期以降、政治的、經濟的、社會的單位として明確な機能集團として存在し、その村落は基本的な社會的、經濟的單位である「家」によつて構成され、その各家は構成單位として本質的に同列に置かれている。

- (2) 血縁・親族というものの基本的な概念における共通性。例えば、中國、インドなどの社會における様な單系の

原理もなく、セイロンのシンハリズ、⁽²⁾ ニュージールランドのマオリに⁽³⁾みられる様な、単系ではないが強い血縁関係の尊重もみられない。日本における血縁の要素は、他の社會に比べて例外的な程、經濟、居住條件への順應度が高い様に思われる。

(1)の共通性は、歴史的な(徳川の政策による)條件によつてうみ出されたとも考えられるが、(2)の共通性が深く内在している社會であつたからこそ、この様な政策も行われ、またそれが非常に成功し、決定的な日本の村落構造といふものが醸成されたのではなからうかと思ふ。

これら共通性に加えて、更に重要なことは、日本全國にみられる同族構造の本質的な共通性である。この事實は、前述の假説を支えるばかりでなく、同族の研究というものが、日本の社會に深く内在する社會構造の分析において、一つの重要な手がかりを與えるものとなる。社會人類學でいう所謂社會構造を分析、比較する場合、その社會において重要な機能をもつ、或は機能を果した社會制度をとりあげるといふことは非常に意味をもつものと私は考える。例えば、土地も財産もたない様な、中國と日本の貧農を比較した場合、殆んどその社會組織、例えば家族のあり方などというものは同じであろう。しかし一定の社會の成員が、或程度の經濟的條件(財産の如き)をもつた場合、それに對してその成員の個人、個人がどの様に動くかということに、各社會において一定の方向、枠が認められ、おのずからそこに成員を結ぶ一定の社會組織が存在することがわかのである。その社會組織は、勿論、政治的な權力による法が左右することはあつても、多分にそれぞれの社會に内在するイデオロギーによつて形成される。この様な組織を比較することによつて、はじめて、各々の社會の構造の相違にふれることが出来ると思われる。

同族はこの様な意味で、日本社會に深く内在する構造的なイデオロギーが、形成しうる一つの組織を代表するもの

であり、その故に日本社會の研究に缺くことの出来ない重要性をもっている。筆者にとつて、同族の研究の意味はいつにこの點にあるのである。

1 例えは RETRAIT LIGNAGER の如き。RETRAIT LIGNAGER は、ヨーロッパで中世以來廣く行われた習慣で、既に賣買の行われた土地財産を親類が買ひもたすことの出來る權利をもつた。(Marc Bloch, *Feudal Society*, Translated by L. A. Manyon, 1961, p. 133)。ヨーロッパでは土地の賣買・讓渡は親族間で行われることが多く、従つて親族の要素を多分に含む一定の土地所有者層というものが形成された傾向があつた。(この問題については、筆者が一九六〇年九月、ストックホルム民俗研究所に招かれた際、セミナーにおいて、日本とスウェーデンの農村の比較の問題として興味あるディスカッションが行われた。)

2 E. R. Leach, *Pol. Eliya—A Village in Ceylon*, Cambridge University Press, 1961 にあつて、地域共同體形成における血縁關係がどの様な機能をもつかが詳しく考察されてゐる。

3 R. Firth, *Economics of the New Zealand Maori* 1929, Sec. Ed. 1959. にあつて、土地を共有する家族集團の構成と特殊な血縁關係の機能が考察されており、これは社會人類學の論文に、非單系血縁集團の一例として、よく引用されるものである。

あとがき

本論文は筆者が現在進めている「日本農村の社會組織の研究」の一部をなすものである。従つて本論に展開された考察は、決して同族問題においてのみ完結するものではなく、村落に内在する多くの問題と交錯している。そうした

関連のある問題を同族問題の周邊に配置することによつて、一層理論を強く提出することが出来るのであるが、またこの研究において残された部分が多く、そうした形で提出するには時期尚早であることと、この研究を完成する前に、一應筆者の理論的な考察、方法論の一端を紹介し、諸賢の御批判、御指導を仰ぎたいと思う次第である。

本論において詳しい具體的なデータを割愛したのは、右の様な立場において本論を作成したためと、筆者は、同族の研究には同族そのもののデータばかりでなく、相當な年数にわたる村落全體の資料をふまえるものでなければならぬという立場をとつているため、この様なデータをこの小論にのせるのは適當でないと考えたからである。本論を支える詳しいデータは近い將來前述の「日本農村の社會組織の研究」において發表する豫定である。また同族の例としては、既に有賀氏の尨大な研究をはじめ、數多くの研究者によつて發表されており、その限りにおいては讀者諸賢は既に充分承知しておられるので本論にのせることを割愛した。

本論文に紹介した筆者の理論的な構想は、ロンドン大學における講義のかたわら、從來の同族、村落に關する研究報告にあらわれた同族の資料を中心に、次第に形成され（講義として、又セミナーにおいても發表した）、更に昨年八月歸國以來、長野縣北佐久郡、愛知縣渥美町の二つの農村における筆者自身の實態調査などとおして、現在の形となつたものである。この過程において、ロンドン大學のR・ファース教授、ケムブリッジ大學のE・リーチ教授をはじめ英國の社會人類學の同僚、學生の諸氏、東大東洋文化研究所の福島正夫教授、日本史の大石慎三郎氏（東大講師）などと有益な示唆にとむディスカッションをすることが出来、筆者として非常に得る所が多く、ここにこれら諸氏に對して、深く謝意を表する次第である。